

事業承継税制の特例制度

税理士法人アフエックス
 (商工相談業務委嘱先)
 公認会計士・税理士
金子尚貴



平成三十年年度税制改正で、事業承継税制に特例制度が創設されました。期間限定の制度と聞いたのですが、その概要を教えてください。



事業承継税制とは、中小企業における経営者から後継者への非上場株式の承継に対する相続税・贈与税の納税猶予および免除に関する制度です。

現行制度では、相続税は現経営者の相続または遺贈で、後継者が取得した自社株式の八〇％部分の税金が、猶予および免除されます。贈与税は現経営者からの贈与で、後継者が取得した自社株式に対応する税金が、猶予および免除されます。

また、対象の自社株式は、後継者が相続や贈与を受ける前から保有していた分も含めて、発行済株式総数の三分の二までと なっています。

今回の改正では、対象株式数の上限を撤廃し全株式に対して適用可能となり、納税猶予割合も一〇〇％に拡大することで、事業承継時の相続税・贈与税の金銭負担がなくなります。

また、親以外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大三人)への承継も適用対象となり、中小企業経営の実状に合わせた多様な事業承継への対応が可能となります。

現行制度は、原則的方法として今後も残ります。特例制度は、二〇一八年一月一日〜二七年十二月三十一日の十年間に行われた贈与・相続に適用されます。現行制度の適用要件については、以下のとおりです。

- (1) 相続税の申告期限後五年間の要件
- ① 後継者が会社の代表者であること
- ② 雇用の八割以上を五年間平均で維持すること

③ 後継者が筆頭株主であること

④ 上場会社、風俗営業会社等に該当しないこと

⑤ 猶予対象株式を継続保有していること

⑥ 資産管理会社に該当しないこと

⑦ 相続税の申告期限後五年間経過後の要件

⑧ 猶予対象株式を継続保有していること

⑨ 資産管理会社に該当しないこと

現状では、(1)①および②などの要件が合わず、なかなか適用を受けられませんでした。

1. 対象株式数および猶予割合

【現行】 先代経営者から相続・贈与により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の三分の二に達するまでの部分について八〇％、すなわち猶予税額としては約五三％

(112/3×80%)のみが対象となりました。

【特例】 対象株式数の上限が撤廃され、全株式が対象となりました。また猶予割合も一〇〇％となることで、事業承継時の相続税・贈与税の金銭負担はなくなります。

2. 雇用要件の見直し

【現行】 事業承継後、五年間の平均で雇用の維持が八割に満たない場合は、猶予された相続税・贈与税を全額納付しなければなりませんでした。

【特例】 五年間の平均で雇用の維持が八割に満たない場合でも、相続税・贈与税の猶予は継続されます。ただし、要件が満たせなかった理由について、認定した都道府県に報告が必要となり、その理由が経営悪化等の場合には、認定支援機関による指導助言が必要となります。

3. 対象者の拡充 (図①)

【現行】一人の先代経営者から、一人の後継者への相続・贈与のみが対象。

【特例】親以外を含む複数の株主から、最大三人の代表者である後継者への承継も可能。

4. 経営環境変化に応じた減免

【現行】後継者が自主廃業や売却を行う際に、経営環境の変化により株価が下落したとしても、承継時の株価を基に相続税・贈与税を納税します。

猶予取り消しとなった場合には、過大な税負担が生じます。

【特例】経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合に、

事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免可能とすることで将来の不安が軽減されます。

※前記の「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」とは、次のいずれか(特例認定承継会社が解散をした場合にあつては、(ホ)を除く)に該当する。

(イ) 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の六月分に相当する額以上である場合

当する場合をいう。

(ロ) 直前の事業年度終了の日以前三年間のうち、二年以上、特例認定承継会社が赤字である場合

(ハ) 直前の事業年度終了の日以前三年間のうち、二年以上、特例認定承継会社の売上高がその年の前年の売上高に比して減少している場合

(ニ) 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の六月分に相当する額以上である場合

(ホ) 特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価(直前の事業年度終了の日以前一年間の平均)が、その前年一年間の平均より下落している場合

(ヘ) 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由がない場合

あるとき

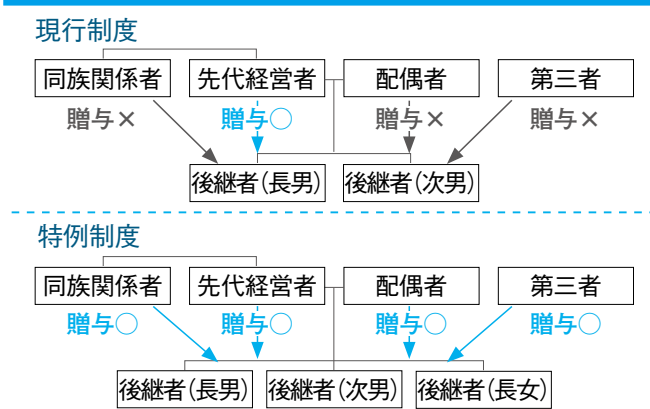
5. 相続時精算課税制度の適用範囲の拡大 (図②)

【現行】贈与をした年の一月一日において六十歳以上の父母または祖父母から、贈与を受けた年の一月一日において二十歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属への贈与のみ適用されます。

【特例】現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、その年の一月一日において六十歳以上の贈与者から、その年の一月一日において二十歳以上の後継者への贈与が適用対象となります。そのため、贈与者の子や孫でない場合でも適用されます。

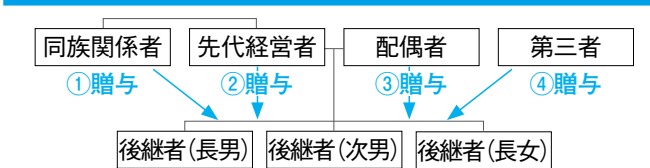
例えば、役員退職金の支払い等により、株式の評価額が低い時点で贈与を行えば、それだけ多くの株式を後継者に移すことが可能となります。このときに相続時精算課税が適用されれば、贈与後に株価が上昇しても、相続時の株式評価額は贈与時の価額となるため、節税効果があるといえます。

図① 対象者の拡充



※代表者である後継者(最大3人)が適用対象
 ※複数人で承継する場合は、議決権割合の10%以上を有し、かつ議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る

図② 相続時精算課税制度の拡大



※現行制度では、②と③の贈与のみが適用対象
 ※特別制度では、①～④の贈与すべてが適用対象
 ※代表者である後継者(最大3人)が適用対象
 ※複数人で承継する場合は、議決権割合の10%以上を保有し、かつ議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る

(イ) 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の六月分に相当する額以上である場合

(ロ) 直前の事業年度終了の日以前三年間のうち、二年以上、特例認定承継会社が赤字である場合

(ハ) 直前の事業年度終了の日以前三年間のうち、二年以上、特例認定承継会社の売上高がその年の前年の売上高に比して減少している場合

(ニ) 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価(直前の事業年度終了の日以前一年間の平均)が、その前年一年間の平均より下落している場合

(ホ) 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由がない場合